

久留米市三潞総合福祉センター

指定管理者募集要項

令和6年6月

**久留米市
健康福祉部長寿支援課**

目 次

はじめに	1
1 対象施設	1
2 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準	1
3 指定期間	1
4 利用料金等に関する事項	1
5 利用料金の減免及び利用料金の返還について	1
6 損害賠償について	1
7 管理運営に要する経費	2
8 応募資格及び欠格事項等	2
9 公募に係る書類等の配布	3
10 申請に係る事項	4
11 申込書類	4
12 選定方法	5
13 審査基準	6
14 選定結果	7
15 指定管理者の指定	7
16 指定の取り消し及び業務停止に関する事項	7
17 全体スケジュール	8
18 現地説明会	8
19 質問受付及び回答	9
20 基本協定書及び年度協定書の締結	9
21 その他留意事項	9

(資料1) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(資料2) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(資料3) 久留米市三潴総合福祉センター条例

(資料4) 久留米市三潴総合福祉センター条例施行規則

(資料5) 久留米市三潴総合福祉センターの利用状況等について

はじめに

久留米市三潴総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的に平成6年に設置された公の施設であり、指定管理者による管理運営を行っておりますが、指定期間が令和7年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者を募集します。

1 対象施設

- (1) 名称 久留米市三潴総合福祉センター
- (2) 所在地 久留米市三潴町玉満1790番地
- (3) 概要 「久留米市三潴総合福祉センター管理運営業務仕様書」のとおり

2 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準

「久留米市三潴総合福祉センター管理運営業務仕様書」のとおり

3 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

4 利用料金等に関する事項

福祉センターの管理運営にあたっては、指定管理者の経営努力を促すとともに、指定管理者及び市の事務の効率化を図るため、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を適用しています。従って、指定管理者は管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになり、福祉センターの利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

なお、利用料金の額は、久留米市三潴総合福祉センター条例（以下「センター条例」という。）及び同施行規則（以下「施行規則」という。）で定める範囲内で、久留米市長（以下「市長」という。）の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

〔利用料金制度〕

公の施設の利用料金を指定管理者の収入として、指定管理者に収受させることができる制度のことで、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となる。（指定管理者は、福祉センターの利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

5 利用料金の減免及び利用料金の返還について

センター条例第18条及び第19条、並びに施行規則第5条及び第6条の規定による利用料金減免及び返還の申請がなされた場合には、利用料金の減免及び返還を行わなければならないものとします。なお、市による減免相当分の補填は行いません。

6 損害賠償について

市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負うこととなります。一方で、その損害が指定管理者の責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うこととなりますので、指定管理者の負担により損害賠償保険に必

ず加入しなければならないものとします。

なお、建物については市で火災保険に加入しています。

7 管理運営に要する経費

(1) 管理運営費の支払いについて

福祉センターの管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う事務引継ぎ、研修等の実施に要する費用を含む。）は、市が支払う指定管理料のほか、利用料金、食堂売上及びその他の収入をもって充てることとします。年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差し引き額を基本とします。また、指定管理料は、定額払い方式とします。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、協定で定めるところにより、分割払い（月払い）とします。

定額払い方式…管理運営経費を経営努力により節減した場合は収益に、管理運営経費が増大した場合は損失となる。

(2) 指定管理料の限度額について

福祉センターに係る5年間の指定管理料の限度額は、下記のとおりです。指定管理料の限度額の範囲内で、「収支計画書」により、指定期間の指定管理料を提案してください。

事 項	期 間	限度額（5年間）
久留米市三潞総合福祉センター指定管理料	令和7年度から令和11年度	181,770千円

8 応募資格及び欠格事項等

指定期間中、安全かつ円滑に福祉センターを管理運営でき、久留米市内に事務所または事業所を有している法人・その他団体（NPO法人、市民団体等）で、法人格の有無は問いません。

なお、グループ（連合体）で応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の（1）から（6）のいずれかに該当する団体（グループで応募する場合にあっては、その構成団体のいずれかが（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）のいずれかに該当する団体）は応募できないものとします。

（1）地方自治法施行令167条の4第2項に該当する法人その他の団体等

（2）税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生または再生手続きを開始している法人その他の団体等

（4）久留米市から指名停止措置を受けている法人その他の団体等

（5）次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等

① 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による本市または本市以外の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者
- (6) グループによる応募で、次に掲げる団体
 - ① 単独で応募した団体が、グループによる応募の構成団体になること
 - ② 複数のグループによる応募の構成団体になること
 - ③ 意思決定等を行う本社等の機能を市内に有する団体が構成団体に含まれていないグループ

9 公募に係る書類等の配布

(1) 配布期間

令和6年6月14日（金）から令和6年8月30日（金）まで

（ただし窓口では8時30分から17時15分までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布場所

久留米市健康福祉部長寿支援課（久留米市庁舎6階）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL 0942-30-9207 FAX 0942-36-6845

E-mail chouju@city.kurume.lg.jp

*配布資料は久留米市役所ホームページよりダウンロードできます。

(3) 配布資料

- ① 久留米市三潴総合福祉センター指定管理者募集要項（本書）
 - （資料1）久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - （資料2）久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
 - （資料3）久留米市三潴総合福祉センター条例
 - （資料4）久留米市三潴総合福祉センター条例施行規則
 - （資料5）久留米市三潴総合福祉センターの利用状況等について
- ② 久留米市三潴総合福祉センター指定管理者募集要項 様式集
 - (i) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
 - (ii) グループ応募構成書（第1号様式の2）
 - (iii) 応募資格に係る申立書（第2号様式）
 - (iv) 管理運営業務計画書（第3号様式）
 - (v) 企画事業計画書（第3号様式の2）
 - (vi) 管理運営に係る収支計画書（第4号様式）
 - (vii) 勤務条件計画書（第5号様式）
 - (viii) 質問書（第6号様式）
 - (ix) 委任状（第7号様式）
- ③ 久留米市三潴総合福祉センター管理運営業務仕様書

- (別紙1) 配置図
- (別紙2) 平面図
- (別紙3) 施設の維持管理に関する業務
- (別紙4) 貸与備品等リスト
- (別紙5) リスク分担表
- (資料1) モニタリングマニュアル

10 申請に係る事項

(1) 申請期間

令和6年8月16日(金)から令和6年8月30日(金)まで

(ただし窓口では8時30分から17時15分までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出先

久留米市健康福祉部長寿支援課(久留米市庁舎6階)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL 0942-30-9207 FAX 0942-36-6845

E-mail chouju@city.kurume.lg.jp

(3) 提出部数

正本1部及び副本(コピー可)14部の計15部を提出してください。

なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、下記に示す申込書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル(フラットファイル等)に綴り、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本、副本が分かるように明記してください。

ただし、他の機関が発行する証明書類で、原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

(4) 提出方法

申込みは、持参または郵送とし、郵送による場合は「一般書留」「簡易書留」のいずれかで申請期間内必着とします。

なお、郵送物には、「指定管理者申請書類在中」及び応募団体名を明記してください。

11 申込書類

提出する書類は、次に掲げるとおりです。

なお、グループ応募申請を行う場合は、グループ応募構成書(第1号様式の2)及び構成する団体全てに係る(2)、(7)、(8)の書類を併せて提出してください。

また、申請書を本社ではなく支社、事業所、事務所等で提出される場合には、委任状(第7号様式)を併せて提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書(第1号様式)

(2) 応募資格を有することを証する書類

- ① グループ応募構成書(第1号様式の2) ※グループ(連合体)で応募する場合
- ② 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ③ 当該法人の登記事項証明書(写しも可)

④ 納税証明書（直近1年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、及び事業所税について滞納がないことを証明する書類）

※ 課税されていない団体等は、応募資格に係る申立書（第2号様式）の該当欄に納税義務がない旨を記載すること。

※ 委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、都道府県税及び市町村税は受任地の証明書を提出すること。

⑤ 役員名簿（氏名、ふりがな、生年月日、及び性別が記載されたもの）及び履歴書

⑥ 応募資格に係る申立書（第2号様式）

※ 証明書等については、発行日から3ヶ月以内のものとしします。

（3）管理運営業務計画書（第3号様式）

（4）企画事業計画書（第3号様式の2）

（5）管理運営に係る収支計画書（第4号様式）

① 令和7年4月から令和12年3月までの年度毎の収支計画

② 収入については、指定管理料、利用料金、その他事業収入等を計上してください。

（利用料金、その他事業収入等については、積算根拠を明記してください。なお、センター条例及び施行規則に定める利用料金の額は、税込み金額です。）

※消費税及び地方消費税がかかる場合は、これらの税額を含んだ額を記入すること。

※過去4年間の利用料金、食料売上等の収入実績を参考とすること。（資料5）

（6）勤務条件計画書（第5号様式）

（7）団体等の経営状況を説明する書類

① 収支（損益）計算書またはこれらに相当する書類（発足間もない団体等で経済取引等がない場合は、任意様式にて該当なき旨記載したもの。）

② 貸借対照表及び財産目録またはこれらに相当する書類（発足間もない団体等で経済取引や財産がない場合は、任意様式にて該当なき旨記載したもの。）

※①、②については、いずれも直近の会計年度2期分（設立から会計年度2期を経過しない団体については、設立以降分）

③ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支計画書またはこれらに相当する書類

（8）団体の活動内容等を記載した書類

① パンフレット等団体の概要がわかるもの

② 前事業年度分事業報告書またはこれに相当する書類

③ 団体の組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類

④ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類

12 選定方法

申込資格を有する応募団体の中から、市が設置する選定委員会において、審査【書類・面接（プレゼンテーションを含む）等】を実施し、審査基準に基づく総合的判断により指定管理者候補者を選定します。

また、応募団体が2つ以上ある場合は、第2順位の候補者を選定します（ただし、第2順位候補者が後述する最低基準に到達しなかった場合は選定いたしません）。

書類提出に際して、事務局において応募資格等の確認を実施しますが、当該申込に必要な資格を有していない場合、または書類に不備があった場合には失格とします。また、必要に応じ提出書類の追加等を求めることがあります。

選定にあたり、令和6年10月上旬に選定委員会による面接等を予定しています。

なお、市では、最低基準を定めることとし、この最低基準に到達する応募団体が1団体もなかった場合は、全ての応募団体に対してその旨を示した上で、再度計画書等の必要書類を提出いただき、2回目の審査を行います。

これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

1.3 審査基準

指定管理者候補者の選定は、以下の審査基準（配点）に基づく総合点数方式によって行います。なお、【 】内の点数は、委員1人あたりの持ち点【100点】の内訳です。

（1）福祉センターの運営方針等が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。 【20点】

- ① 福祉センターを管理運営するにあたり、福祉センターの設置目的に基づいた基本理念・基本方針が示されているか。
- ② 平等な利用を図るための具体的手法、対策が示され効果的か。
- ③ 個人情報保護・情報公開に関する措置は適切か。
- ④ 障害者に対する合理的配慮について具体的な措置が示され効果的か。

（2）管理運営に係る業務が、福祉センターの効用を最大限に発揮させるものであること。 【30点】

- ① 福祉センターの施設機能を生かした基本方針が具体的に示されているか。
- ② 企画事業の企画内容が、福祉センターの設置目的の実現に寄与するものであるか。
- ③ 福祉センターの利用促進を図るための目標、その方策が具体的かつ効果的か。
- ④ 福祉センター利用者からの要望把握、その対応及び管理運営への反映の方策が具体的かつ効果的か。
- ⑤ 福祉センター内での非常時対応について、利用者等への安全配慮がなされているか。
- ⑥ 地域やボランティア団体等との連携について、方針やその内容が具体的に示されているか。

（3）効率的な管理運営が図られているものであること。 【10点】

- ① 効率的な運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか。
- ② 省エネや環境への配慮がなされているか。

（4）管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 【30点】

- ① 類似施設を良好に運営した経験があるか。
- ② 管理運営する組織体制が明確に示されているか。また、管理する組織の経営状況は良好か。
- ③ 管理運営を安定して行うことが可能な職員配置計画及び採用計画になっているか。

- ④ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適切か。
- ⑤ 職員に対する人材育成・研修計画が適切か。
- ⑥ 管理運営に際し、応募団体単独ではなく、各種ネットワークの活用が考えられているか。

(5) 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであること。 【10点】

- ① 地域経済の活性化を視野に入れた目標や計画はあるか。
- ② 久留米市内の企業等の積極的な活用や連携した取り組みの具体的な計画があるか。

1.4 選定結果

最終審査の結果については、令和6年10月下旬に面接審査の参加団体すべてに文書で通知します。また、市のホームページに審査結果の概要を掲載し、公表します。公表内容は、面接審査のすべての参加者の団体名称、評価・採点表を公開します。

なお、選定結果については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立または行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく訴えの提起をすることができません。

1.5 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された応募団体は、令和6年12月開催予定の久留米市議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。

ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

1.6 指定の取り消し及び業務停止に関する事項

(1) 指定の取消し等

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「手続条例」という。）第9条の規定に基づき、市は、次に掲げるような指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。なお、この場合には、手続条例施行規則第4条第2項に基づき、その旨を告示する。

- ① 指定管理者が条例、規則又は市との間で締結した協定に違反したとき。
- ② 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- ③ 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- ④ 指定管理者が、募集要項に定めた応募資格を失ったとき、又は欠格事項に該当したとき。
- ⑤ 指定管理者への応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- ⑥ 団体等の経営状況の悪化等により、業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、指定管理者による管理業務を行うことが適当でないと認められるとき。
- ⑧ その他指定管理者が管理業務を行うことが社会通念上適当でないと認められるとき。

(2) 指定の取消し等の場合における損害賠償等

(1) により、指定を取り消し、又は業務の一部又は全部の停止を命じた場合は、指定管理者は、当該取消し等により生じた市又は第三者の損害を賠償しなければならない。指定管理者に損害が生じた場合でも、当該指定管理者は市に対して賠償を請求することはできない。

更に、市は、既に指定管理者に対して支払った指定管理料の一部又は全部を返還させることができる。

17 全体スケジュール

① 公募に係る書類等の配布期間	6月14日(金)～8月30日(金)
② 現地説明会の開催	7月9日(火)
③ 質問書提出期間	6月14日(金)～8月2日(金)
④ 質問書の回答	8月9日(金)
⑤ 応募受付期間	8月16日(金)～8月30日(金)
⑥ 書類審査	9月上旬(予定)
⑦ 面接審査(プレゼンテーション含む)	10月上旬(予定)
⑧ 選定結果公表	10月下旬(予定)
⑨ 指定管理者候補者との仮協定締結	11月下旬(予定)
⑩ 指定管理者の指定の通知	12月定例議会議決後
⑪ 指定管理者の運営開始	令和7年4月1日

18 現地説明会

応募方法、申込書類、指定管理者業務及び現場の状況等について説明会を開催します。

(1) 開催日時

令和6年7月9日(火) 10:00～(2時間程度)

(2) 開催場所

久留米市三潆総合福祉センター

(3) 参加者等

1団体等につき2名以内(グループで応募する場合は、グループから2名以内)

(4) 申込方法

令和6年7月4日(木) 17時までに、久留米市健康福祉部長寿支援課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、団体名、役職名、氏名、連絡先を、文書(電子メール、郵送、FAXなど)により申込んでください。その際、様式は問いません。

なお、会場までは、各自でお願いします。

※本説明会への参加は任意です。(応募の必須要件ではありません。)

※本説明会では、質疑は行いません。質問については、次項の「質問受付及び回答」により行ってください。

19 質問受付及び回答

(1) 提出期間

令和6年6月14日（金）～8月2日（金）17時15分まで

(2) 提出様式

質問書（第6号様式）

(3) 提出方法

久留米市健康福祉部長寿支援課（公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ）へ、電子メール、持参、郵送、FAXのいずれかで提出してください。

ただし、提出期間内に必着とします。なお、電話での質問には一切応じません。

(4) 回答方法

質問内容及び質問に対する回答を令和6年8月9日（金）までに随時市のホームページに掲載します。質問者へ郵送、メールなどにより直接回答することはありませんのでご注意ください。質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

20 基本協定書及び年度協定書の締結

最優秀提案者を指定管理者候補者として仮基本協定を締結します。その後、久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書きかえることなく基本協定書とするものとします。

指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出することとなっています。当該仮基本協定の確定は、仮協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。また、基本協定書及び年度協定書への印紙の貼付の可否については指定管理者の候補者において、税務署に確認し、必要に応じて貼付をするものとします。

21 その他留意事項

- (1) 申込の撤回・申請書類の修正はできません（軽微な修正を除く）。
- (2) 申込書類に虚偽の記載があった場合、または関係法令（センター条例、施行規則を含む。）の規定に違反している場合は、失格とします。
- (3) 提案額が指定管理料の限度額を上回っている場合は失格となります。
- (4) 市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (5) 申込書類の著作権は応募者に帰属しますが、指定管理者候補者の選定後、久留米市情報公開条例に基づき開示が必要な場合には、指定管理者候補者となった応募団体、それ以外の応募団体にかかわらず、市は応募書類の全部または一部を無償で利用できるものとします。なお、知的財産権に該当する権利については、各種法律の規定に基づきます。
- (6) 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (7) 申込に係る経費は、すべて応募団体の負担とします。

- (8) 応募団体が本件の応募に関し、選定委員会の委員その他本件選定手続きの関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められたときは、失格とする場合があります。
- (9) 申込書類は、久留米市議会審議及び情報公開請求において、原則開示します。
- (10) 市は、暴力団排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき、警察に照会することがあります。また、指定管理者に対し、公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の許可をせず、既に許可している場合においても許可を取り消すなど、必要な措置を講じるよう求めるものとします。
- (11) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (12) 指定管理者候補者となった者は、基本協定書締結に伴い、久留米市三潁総合福祉センター管理運営業務仕様書記載の準備行為（仕様書P14：「4.1 指定管理開始準備等」）に着手していただくことになります。

〇久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年12月28日

久留米市条例第24号

改正 平成20年6月25日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長等は、前項の公募を行う場合は、次に掲げる事項を告示することにより周知しなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

- (1) 公の施設の名称及び概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者の業務の範囲
- (4) 応募資格
- (5) 申請期間
- (6) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

こと。

(選定委員会)

第5条 市長等は、公募による指定管理者の候補者の選定に関し審議するため、久留米市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、市長等が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長等は、第3条の規定による申請がなかった場合又は第4条各号のいずれにも該当するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思料する本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- 2 前項の規定により選定するときは、市長等は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、第4条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、市長等が定める期間内に、その管理する公の施設に関して次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から市長等が定める期間内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が特に必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他当該指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設又はその設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「管理者等」という。）は、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は管理者等の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月25日条例第21号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市規則第 51 号

改正 平成 20 年 6 月 30 日規則第 113 号

平成 20 年 11 月 20 日規則第 125 号

令和 3 年 6 月 25 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年久留米市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の例外)

第 2 条 条例第 2 条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。
- (2) 施設管理上、緊急にその指定管理者を指定しなければならないこと。
- (3) 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定されること。
- (4) 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定すること。

(申請書等)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 条例第 3 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 団体の経営状況を説明する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 課税されている団体にあつては、市長が必要とする納税証明書
- (5) その他市長が指定管理者を指定するために必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第 4 条 市長は、条例第 4 条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定決定書（第 2 号様式）を当該指定管理者に交付するとともに、公の施設の管理運営に関し当該指定管理者と協定を締結するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、市長は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。条例第8条の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。

(委員会の組織)

第5条 条例第5条第1項に規定する久留米市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員会の委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、市長から委嘱され、又は任命された日から、その所掌事務により、指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第9条 会議は、委員長が招集する。ただし、委嘱又は任命後初の会議の招集は、市長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(会議の特例)

第10条 委員長（委嘱又は任命後初の会議の場合にあっては、市長）は、必要があると認めるときは、書面（電磁的記録を含む。）による方法、映像及び音声又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法その他適切な方法によって、委員会を開催することができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、公の施設を所管する所管部において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規則第113号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年11月20日規則第125号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日規則第38号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

年 月 日

久留米市長 あて

申請者 住 所

団体名称

代表者名



電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

第 2 号様式(第 4 条関係)

第 号

年 月 日

様

久留米市長 印

指定管理者指定決定書

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定により、公の施設の指定管理者として次のとおり貴団体を指定します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者として指定する期間
- 3 その他

○久留米市三潯総合福祉センター条例

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 64 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日条例第 53 号

平成 19 年 3 月 29 日条例第 4 号

平成 26 年 3 月 27 日条例第 19 号

令和元年 9 月 25 日条例第 5 号

(目的及び設置)

第 1 条 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、久留米市三潯総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 久留米市三潯総合福祉センター

位置 久留米市三潯町玉満 1790 番地

(指定管理者)

第 3 条 市長は、福祉センターの管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福祉センターの使用の許可等に関する業務
- (2) 福祉センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
- (3) 福祉センターの維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 5 条 指定管理者は、福祉を中心とした事業が積極的に展開されるよう、規則で定めるところにより、前条に規定する管理の業務を行わなければならない。

2 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則に定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。

3 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委託してはならない。

4 前各項に定めるもののほか、管理の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(休館日)

第6条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときには、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 第3日曜日
- (3) 12月28日から翌年1月5日までの日

(開館時間及び利用時間)

第7条 福祉センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、次の各号に掲げる施設を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、当該各号に定める時間とする。

- (1) 浴場 午前10時から午後4時まで。ただし、土曜日は午後9時まで延長することができる。
- (2) 食堂 午前11時から午後2時まで

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する開館時間及び利用時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 福祉センターは、市内に居住するもので、福祉活動を目的とする団体及び個人の利用に供するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第9条 福祉センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 福祉センターの施設（その附属設備を含む。以下同じ。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、福祉センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとして指定管理者が特に禁止する行為

(入館の承認)

第10条 福祉センターに入館しようとする者は、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用料金)

第11条 福祉センターに入館しようとする者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、次条の規定による許可を受けて福祉センターの施設を使用する者（その者が催す展示会、講演会その他の集会に参加する者を含む。）は、この限りでない。

2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を

得て、指定管理者が定めるものとする。

(使用の許可)

第12条 福祉センターの施設のうち別表第2左欄に掲げる施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするときは、管理上必要な範囲内において条件を付することができる。

(使用の制限)

第13条 指定管理者は、使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。

- (1) 使用の許可を受けようとする者が、第9条各号に規定するいずれかの行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 特定施設を使用する期間が長期にわたり、他の使用を妨げるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、特定施設の使用を終了したとき、又は使用の中止を命ぜられたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(特定施設の利用料金)

第16条 使用者は、利用料金を前納しなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政機関及び福祉関係団体が使用する場合は、無料とする。

(利用料金の収入)

第17条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第19条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第20条 第10条の規定による承認を得て福祉センターに入館した者又は使用者は、福祉センターの施設をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、三潴町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成6年三潴町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日条例第53号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第19号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(久留米市三潴総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の久留米市三潴総合福祉センター条例に規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(久留米市三潴総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の久留米市三潴総合福祉センター条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 1 条関係）

利用料金

大人	1 人につき 1 回当たり 2 1 0 円
小児	1 人につき 1 回当たり 1 0 0 円
回数券（大人）	1 1 枚分 2, 0 0 0 円
回数券（小児）	1 1 枚分 1, 0 0 0 円

備考

- 1 「大人」とは、入館する日以後の最初の 4 月 1 日における年齢が 1 3 歳以上である者をいう。
- 2 「小児」とは、入館する日以後の最初の 4 月 1 日における年齢が 1 3 歳未満である者（入館する日に満 4 歳に達していない者を除く。）をいう。
- 3 入館する日に満 4 歳に達していない者の入館料は無料とする。
- 4 利用料金は、消費税等を含む。

別表第 2（第 1 2 条、第 1 6 条関係）

特定施設利用料金

特定施設	特定施設利用料金
研修室 1	1 時間までごとに 5 1 0 円
研修室 2	1 時間までごとに 5 1 0 円
研修室 3	1 時間までごとに 5 1 0 円
教養娯楽室 1	1 時間までごとに 5 1 0 円
教養娯楽室 2	1 時間までごとに 5 1 0 円

備考 特定施設利用料金は、消費税等を含む。

○久留米市三潞総合福祉センター条例施行規則

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市規則第 37 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 130 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 45 号

令和 4 年 5 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市三潞総合福祉センター条例（平成 16 年久留米市条例第 64 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 条例第 12 条の規定による許可を受けようとするものは、福祉センターの特定施設を使用しようとする日の 7 日前までに久留米市三潞総合福祉センター使用申込（使用等変更申込）書（第 1 号様式）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、個人で使用するものについては、当該使用申込書の提出を省略させることができる。

(使用の許可)

第 3 条 指定管理者は、条例第 12 条第 1 項の規定による許可をしたときは、久留米市三潞総合福祉センター使用許可（使用等変更許可）書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。許可した事項の変更を許可した場合も同様とする。

(中止届)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定により許可を受けた者が、許可を受けた施設の使用をその使用する日までに中止しようとするときは、久留米市三潞総合福祉センター使用中止届（第 3 号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第 5 条 条例第 19 条ただし書の規定による利用料金の返還は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなった場合 当該利用料金の全額

- (2) 使用者が使用し、又は占用しようとする日の2日前までに使用の中止を届け出た場合 当該利用料金の半額
- (3) その他市長が相当と認める場合 市長が相当と認める額

(利用料金の減免)

第6条 条例第18条の規定による利用料金の減免は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき 当該利用料金の全額
- (2) 市が後援する行事に使用するとき 当該利用料金の半額
- (3) その他市長が相当と認めるとき 市長が相当と認める額

2 条例第18条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、久留米市三潞総合福祉センター利用料金減免申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の減免を決定したときは、久留米市三潞総合福祉センター利用料金減免決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(使用に関する守るべき事項)

第7条 福祉センターを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品の宣伝、販売その他これらに類する営利行為をしないこと。
- (2) 感染症の疾患があると認められるものは使用してはならないこと。
- (3) 許可なくして壁、窓、柱等にはり紙をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 使用後は、直ちに整理整頓した上で、管理責任者の点検を受けること。
- (6) その他福祉センターの管理運営上必要な管理責任者の指示又は指導に従うこと。

(損傷又は滅失の届)

第8条 福祉センターの利用者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに久留米市三潞総合福祉センター損傷・滅失届（第6号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

(管理の業務に関する図書)

第9条 条例第5条第2項の規則で定める管理の業務に関する図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 三潞総合福祉センター事業報告書 第7号様式
- (2) 三潞総合福祉センター月別利用状況報告書 第8号様式

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第130号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第45号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される様式について適用し、施行日前に提出された様式については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則の様式とみなして使用することができる。

第 1 号様式(第 2 条関係)

久留米市三潆総合福祉センター使用申込(使用等変更申込)書

(あて先)指定管理者

年 月 日

使用者 (申請者)	代表者の住所 代表者の氏名 団体名 連絡先 電話 () —		
使用目的		使用人員	人
使用施設	研修室 1 ・ 2 教養娯楽室 1 ・ 2		
使用日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
備 考			

注意事項

この申請書は、使用前 7 日前までに久留米市三潆総合福祉センターに提出してください。

(事務処理欄)

利用料金	無料・有料		円	
			収入番号 号	
許可 ・ 不許可				
	年 月 日 No.			

第 2 号様式(第 3 条関係)

久留米市三潞総合福祉センター使用許可(使用等変更許可)書

第 号
年 月 日
指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった久留米市三潞総合福祉センターの使用について、
次のとおり許可(変更許可)します。

使 用 者 (申請者)	代表者の住所 代表者の氏名 団体名 連絡先 電話 () —		
使用目的		使用人員	人
使用施設	研 修 室 1 ・ 2 教養娯楽室 1 ・ 2		
使用日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用料金(円)			
備 考 (許可条件等)			

第 3 号様式(第 4 条関係)

久留米市三潆総合福祉センター使用中止届

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり、久留米市三潆総合福祉センターの使用について中止したいのでお届けします。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

中止理由	
中止施設	研 修 室 1 ・ 2 教養娯楽室 1 ・ 2
中止日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
備 考	

※印の欄は、記入しないでください。

※受 付	年 月 日
	第 号

第 4 号様式(第 6 条関係)

久留米市三潞総合福祉センター利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり会議室等の利用料金減免を申請します。

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

申請理由 目的			
使用する部屋名	研 修 室 1 ・ 2 教養娯楽室 1 ・ 2		
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
※正規利用料金	円	※減免率	%
※減免額	円	※利用料金	円

※印の欄は、記入しないでください。

※受付	年 月 日
	第 号

第 5 号様式(第 6 条関係)

久留米市三潴総合福祉センター利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

次のとおり会議室等の利用料金減免を決定します。

受付番号	第 号	受付年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

減免理由			
減免する部屋名	研 修 室 1 ・ 2 教養娯楽室 1 ・ 2		
減免日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
※正規利用料金	円	※減免率	%
※減免額	円	※利用料金	円

※印の欄は、記入しないでください。

※受付	年 月 日
	第 号

第 6 号様式(第 8 条関係)

久留米市三潆総合福祉センター損傷・滅失届

年 月 日

(あて先)指定管理者

届出者 住所
氏名
電話

次のとおり、き損等しましたので、久留米市三潆総合福祉センター条例施行規則第 8 条の規定により届出します。

1 施設設備、機器、備品等

き損、滅失等の日時	き損、滅失等の物件、箇所	数量	内容等	※認定賠償見込額
年 月 日 時 分				
年 月 日 時 分				
※措置意見				

※印の欄は、記入しないでください。

2 資料等

き損、滅失等の日時	き損、滅失等の物件、箇所	数量	内容等	※認定賠償見込額
年 月 日 時 分				
年 月 日 時 分				
※措置意見				

※印の欄は、記入しないでください。

※受付	年 月 日
	第 号

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

住所

代表者名

電話

三潞総合福祉センター事業報告書

収支報告書

1 収入

区 分	金 額	内 容
計		…ア

2 支出

区 分	金 額	内 容
施設管理費		
運営費		
計		…イ

収入支出差引残 アーイ＝

利用状況報告書

月	利用人数	利用料	特 記 事 項
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

第 8 号様式(第 9 条関係)

年 月 日

久留米市長 あて

住所

代表者名

電話

三潞総合福祉センター月別利用状況報告書

()月分

日	利用人数	利用料	特 記 事 項
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			

久留米市三潞総合福祉センターの利用状況等について

1 利用者数実績

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数	271 日	245 日	217 日	292 日
施設利用者数	36,771 人	19,222 人	18,356 人	26,928 人
大人	10,620 人	6,979 人	6,279 人	8,282 人
子ども	331 人	78 人	39 人	307 人
回数券・他	25,820 人	12,165 人	12,038 人	18,339 人
送迎バス運行日数	228 日	207 日	181 日	239 日
利用者数	2,441 人	1,131 人	787 人	614 人

2 指定管理料、利用料金収入額の推移

(単位：円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	34,595,648	34,775,000	34,775,000	34,775,000
利用料金収入	4,705,880	3,084,680	2,839,250	3,753,830
食堂売上	11,160,580	6,427,760	7,270,330	11,163,880
その他売上	380,108	662,438	2,994,438	944,404

※R3雇用調整助成金2,175,624を含む

3 維持管理に係る主な支出額の推移

(単位：円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道光熱費	6,741,098	4,941,754	5,638,445	6,787,891
燃料費	2,161,000	1,734,000	1,838,000	2,640,000
委託費	4,739,319	4,631,401	4,708,868	5,444,605
賃借料	159,020	180,180	372,108	372,900
給食費	6,811,048	4,390,996	4,320,127	7,129,400